

東京海洋大学再入学規則

平成16年4月1日

海洋大規第 188号

改正 平成21年3月27日 海洋大規第 28号

改正 平成23年3月29日 海洋大規第 24号

改正 平成23年3月29日 海洋大規第 24号

改正 平成26年7月1日 海洋大規第 71号

(趣旨)

第1条 東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第28条第2項及び東京海洋大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第2項の規定に基づく再入学については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この規則において、「退学」とは、学則第52条又は大学院学則第38条の規定により、学長に願い出て許可を受けた退学をいう。

2 この規則において、「除籍」とは、学則第54条第4号又は大学院学則第38条の規定により、授業料の納付を怠ったことを事由とする除籍をいう。

(入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学年次、学期及び所属)

第3条 再入学を許可する年次及び学期は、次のとおりとする。

- 一 退学した者の再入学を許可する年次及び学期は、原則として退学した日の翌日に相当する年次及び学期とする。
- 二 除籍された者の再入学を許可する年次及び学期は、原則として除籍の対象となった年次及び学期とする。
- 三 再入学を許可する所属は、退学及び除籍となったときに所属していた学部及び学科又は研究科及び専攻（以下「学科等」という。）とする。ただし、当該学科等における教育課程が存続していないときは、当該教育課程を承継した他の学科等がある場合に限り、その学科等に再入学できるものとする。

(入学資格)

第4条 再入学できる者は、退学又は除籍となった日から3年以内である者とする。ただし、再入学が許可されても成業の見込みがないと認められる者及び東京海洋大学学生懲戒規則の規定に基づく停学処分を受けて解除される前に退学又は除籍となった者を除く。

(出願手続)

第5条 再入学を志願する者は、再入学しようとする学年又は学期の初日2ヶ月前までに、再入学願書に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第6条 再入学者については、当該学科等で選考のうえ教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第7条 前条による合格者で東京海洋大学に再入学しようとする者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。

(入学許可)

第8条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(修業年限)

第9条 再入学者の修業年限は、次のとおりとする。

- 一 退学した後、再入学を許可された者の修業年限は、退学前の修業年数と合わせて、学則第20条又は大学院学則第9条に規定する年数とする。
- 二 除籍された後、再入学を許可された者の修業年限は、除籍前の修業年数から除籍の対象となった学期の期間を除いた修業年数と合わせて、学則第20条又は大学院学則第9条に規定する年数とする。
- 三 前2号の規定に関わらず、再入学前に長期履修が認められていた大学院学生にあっては、大学院学則第9条の2第2項の規定により学長が別に定めた年数とする。

(在学年限)

第10条 再入学者の在学年限は、次のとおりとする。

- 一 退学した後、再入学を許可された者の在学年限は、退学前の在学年数と合わせて、学則第21条又は大学院学則第10条に規定する年数とする。
- 二 除籍された後、再入学を許可された者の在学年限は、除籍前の在学年数から除籍の対象となった学期の期間を除いた在学年数と合わせて、学則第21条又は大学院学則第10条に規定する年数とする。
- 三 前2号の規定に関わらず、再入学前に長期履修が認められていた大学院学生にあっては、大学院学則第10条ただし書きの規定により学長が別に定めた年数とする。

(休学期間)

第10条の2 再入学者の休学期間は、再入学前の休学期間と合わせて学則第49条又は大学院学則第38条の規定に基づき準用する学則第49条に定める年数を超えることはできない。

(再入学の制限)

第11条 再入学を許可された者が、再入学後に再び退学し、または除籍となった場合は、その後の再入学は認めない。

(雑則)

第12条 その他、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年海洋大規第 28 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年海洋大規第 24 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年海洋大規第 71 号）

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。